

## KESエコロジカルネットワーク

# 2016年度・取組み基準

特定非営利活動法人 KES環境機構

2016年度の取組みは、従来の「1. 希少植物の生息域外保全活動」に、「2. 自社敷地内の緑化活動」、「3. その他生態系保全活動」を加え3項目とします。

なお、「京都市生物多様性プラン」(「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」)に適用する取組みは「1. 希少植物の生息域外保全活動＝京都市内での活動」のみとします。

### 1. 希少植物(絶滅危惧種等)の生息域外保全活動

#### (1) 2016年度対象植物種

A. フタバアオイ B. フジバカマ C. ヒオウギ D. キクタニギク  
E. オミナエシ F. カワラナデシコ (注: E, Fは、2016年度新規追加。)

#### (2) 栽培に取り組む植物

① A～Fの希望する種(複数を可とする。)を選択する。

\* A・Bは、必須とはしない。

\* E、Fはセット数に制限があり、申込み順とする。

② 2014・2015年度から栽培している種があれば、継続栽培も可とする。

#### (3) 栽培の方法

プランター等容器・鉢植え、または事業所内緑地がある場合は適期にその場所に移植し栽培することも可とする。

[備考] \*植物の株は、すべて京都市内の産地に由来するものです。

\*栽培セットの経費は、京都ゆかりの希少植物保全のための事業に活用されています。

\*栽培指導は、公益財団法人京都市都市緑化協会、特定非営利活動法人葵プロジェクトが行います。

### 2. 敷地内(事業所・学校等)緑化活動

#### 2.1 緑化の種類

(1) 屋上緑化(建築物の屋上)

(2) 壁面緑化(建築物の壁面)

(3) 地上緑化(「樹木・草本の植栽(地面)」、「生け垣」、「駐車区画の緑化」等)

(4) 雨庭機能に重点を置く緑化(「雨庭」とは、雨水利用を積極的に行う植栽空間(庭)

のことで、市街化と気候変動等に伴って都市で必要性が高まっている洪水緩和のほか、水質浄化、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和等の効果が期待できる。）

- [参考] 1. 雨庭についての詳細は、冊子「雨庭のすすめ」に掲載されています。  
 2. 雨庭導入のアドバイスのため、事務局から専門家を派遣することも可能です。ただし、別途経費が必要です。

## 2.2 共通基準

- ① 「緑化面積」(表1の<※1>)は、3㎡以上とする。(ただし、表1の<(4)&②地面以外の「雨庭」>は、緑化面積の基準は規定しない。)  
 (中長期的取組みの場合、最後の1年間における達成(完成)「緑化面積」とする。  
 ただし、重複する面積はカウントしない。)
- ② 樹木その他、草本(1年草を含む)を可とする。
- ③ 植物は、「推奨在来種リスト」(別紙<※2>)記載の在来種を1種以上含むこと。
- ④ 植物は、外来生物法の規制を受ける「特定外来生物」のほか、生態系等の被害のおそれがある外来種(別紙<※3>)を含まないこと。  
 [補足]「特定外来生物」を避けるとともに、「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された「特定外来生物」以外の植物については、新規導入は管理状況を考えて行い、現存のものは逸出等がないよう適切に管理すること。(敷地が市街地であれば、過剰に心配する必要はありません。)
- ⑤ 3カ年計画で達成(完成)も可とする。

## 2.3 個別基準

表1 個別基準の概要

	植物の種類	緑化の方法	「緑化面積」<※1>等
(1) 屋上緑化	樹木・草本 (1年草を含む)を可とする。	プランター等の容器の組合せ可。	植栽基盤(土壌又は土壌の機能を有する部分、厚さ5cm以上)の面積を、 <u>最大で3分の1以上</u> を植物で覆えば、基盤全体を緑化面積とみなす。
(2) 壁面緑化	つる性植物 (1年草を含む)、ポット苗等。	プランター等につる性植物を植える「登はん型・下垂型」、ポット苗等を壁面に植える「壁面基盤型」によるもの、またはその組み合わせも可とする。	「登はん型・下垂型」(つる性植物)は、 <u>植物が壁面を覆う最大面積</u> を緑化面積とする。 「壁面基盤型」は、 <u>植栽基盤</u> を緑化面積とする。

<p>(3) 地上緑化</p>	<p>①樹木・草本（1年草を含む。）の植栽（地面）</p> <p>②生垣は、樹木・竹類の中木（高さ1m以上3m未満）を、1m当たり2本以上の間隔とする。</p> <p>③駐車区画は、地盤を地被植物（シバ、タマリユウ等）で緑化する。</p>	<p>地面で植物を育てる。</p>	<p>①最大の葉張り面積（植物の葉が垂直方向に地面を覆う部分の面積）を緑化面積とする。</p> <p>②樹木・竹類の中木の端から端までの長さ（m）×高さ1mを、緑化面積とみなす。</p> <p>③1区画当たりの保護材（ブロック等）の面積が<u>3分の2未満</u>のとき、保護材の面積も緑化面積に含める。</p>
<p>(4) 雨庭機能に重点を置く緑化</p>		<p>①地面の「雨庭」 下記の4機能すべてを有する。（下記注&lt;※4&gt;）</p> <p>A. 集水機能 B. 貯水機能 C. 浸透機能 D. 環境機能</p> <p>②地面以外の「雨庭」 舗装面や建物内の場合の事例として「雨庭プランター」を使用することも可。（下記注&lt;※5&gt;）</p>	<p>①植栽基盤（土壌又は土壌の機能を有する部分）の面積を緑化面積とする。</p> <p>②「雨庭プランター」の場合、降雨時の蓄雨高を100mm以上とする。（200mm以上が望ましい。）</p>

<※4>地面の「雨庭」では、下記の4機能すべてを有すること

- A. 集水機能：建物屋根の雨水のパイプ誘導や地形による雨水の利用。
- B. 貯水機能：地面に設けた窪地、雨水タンク等の利用による一時的な雨水の貯水。
- C. 浸透機能：浸透性の土壌に改良する、または舗装面を浸透性舗装に替えることによる雨水の浸透。
- D. 環境機能：水質浄化（沈殿、土壌によるろ過等）、生物多様性の保全（推奨在来種を複数植栽）、ヒートアイランド現象の緩和、修景（景観の向上）、自然体験や交流の場の提供（人の利用）のいずれかまたは複数。

<※5>地面を使わない、舗装面や建物内における「雨庭」では、K E S推奨の「雨庭プランター」を使用する次のような方法もある。

- A. 雨庭プランターを購入し、事業者が独自で雨水を集水・貯水し、灌水に利用する。
- B. 雨庭プランターをコンパクトに立体的に組み合わせ、雨水タンク、太陽光発電ポンプと一体化したシステムにより灌水を行う。
- C. 屋上、階段等の広範囲にわたり、雨庭プランターを段々畑・棚田のように配置し、雨水タンク、太陽光発電ポンプと一体化したシステムにより灌水を行う。

[備考]

\*雨庭プランター

京都駅ビル内の緑化施設「緑水歩廊」に設置されている、雨水を有効に活用するため開発されたシステム。景観・デザインに配慮した基本モジュールとなるプランターを組み合わせ、太陽光発電でポンプアップした雨水を利用し、水耕・礫耕・土耕栽培により、希少植物を含む京都周辺の在来植物を保全管理している。

\*蓄雨高（ちくうだか）

ある区域が、降雨時に（集中的に降っているか、長時間シトシト降っているかに関係なく）溜められる雨水の量（高さ、深さ）。プランターの場合では、通常時の地面又は水面の上に、雨水が溜まる高さ。

[参考] 緑化活動に対する京都市における助成制度

(1) 「京のまちなか緑化助成」制度

京都市では、良好な景観の形成、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、防災機能の向上を目的とし、民有地の緑化を推進するための助成制度が設けられています。（表2参照）

上記2.1(1)～(3)項の緑化に取り組む京都市内の事業者は、この制度の基準に合えば、助成を受けられる可能性があります。（ただし、本K E Sプロジェクトより条件は厳しくなります。）

表2 「京のまちなか緑化助成」の助成金額（平成27年度の場合）

緑化の種類	上限額	助成対象経費	助成金額
ア 屋上緑化	30万円	①10,000円/㎡ ×緑化面積 ②助成対象となる総経費の1/2	①と②のうち 低い方の金額
イ 壁面緑化	15万円 (間口緑視率が		
ウ 地上緑化	10%以上の場合20万円)		

複数の緑化を申請する場合、最大助成額は60万円（間口緑視率が10%以上の場合70万円）。

【問合せ先】 京都市建設局みどり政策推進室（緑化推進担当 電話075-741-8600）

(2) 「雨水貯留施設」「雨水浸透ます」設置助成金制度

京都市では、近年多発する局地的な集中豪雨や台風接近に伴う大雨により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」の発生を防ぐため、「雨水貯留施設」「雨水浸透ます」設置の促進を図るため助成金制度が設けられています。(表3参照)

表3 「京都市上下水道局」の助成金額(平成27年度の場合)

施設の種類	上限額	助成対象経費	備考
ア 雨水貯留施設	37,500円	購入費用の3/4	貯留容量： 80ℓ以上
イ 雨水浸透ます		25,000 円/基	新たに雨水浸透ますを設置
ウ 雨水浸透ます	①70,000円 ②30,000円	①設置工事費用 ②付帯工事費用	雨水ますを雨水浸透ますに取り替え

備考：各施設とも、1つの建築物につき4基を上限とします。

設置前に事前相談が必要となります。

【問合せ先】 京都市上下水道局下水道部管理課 (電話075-672-7822)

3. その他の生態系保全活動

上記1および2項は、自社(団体)敷地の中での取組みですが、外で行う下記3.1、3.2及び3.3項における取組みも「京都市生物多様性保全活動登録制度」との連携のもと、検討中です。

詳細が確定次第、取組みに追加していただくことが可能です。

3.1 「まちなか緑化」活動

＜市街地の公共的、半公共的な場所の緑化活動に継続的に参加する。＞

モデル緑化事業への参加(詳細未定)

3.2 里山里地保全活動

＜都市住民が受けてきた生態系サービスの源泉である京都三山などの里山里地の環境を保全する活動に参加する。＞

①(公社)京都モデルフォレスト協会が実施する事業について、継続的に参画する。  
次のような活動が挙げられる。

\*京都の伝統文化を支えるコバノミツバツツジなどの府内自生種の再生のためのボランティア行事に年2回以上参加する。

\*「緑の募金」事業のうち、学校や地域で「ふるさとの木」を育てる取組みへ寄附を行う。(寄付金控除等の制度あり。)

[備考] 府内自生種で自然環境下において減少している樹木の植樹等、府内の各地域の自然環境保全を目的として学校や地域を対象に地域性樹種育成の支援や専門家の派遣などを行う緑化推進事業。

\*特定の森林をフィールドとして設定し、森林所有者や地元、行政、協会と森林保全に関する協定を締結するなど、継続的な活動に参画する。

② 宝が池（左京区）周辺の各種団体・施設・大学・京都市などで作る「宝が池の森再生保全協議会」の活動に継続的に参加する。次のような活動が挙げられる。

\*外来種・ナラ枯れ被害木の伐採等の保全活動、学習会等に年2回以上参加する。

\*シカによる食害から希少植物を含む植生を保護するために防鹿柵の設置を行う『宝の方舟』プロジェクトへの寄附を行う。（寄付金控除等の制度あり。）

〔備考〕一定区域の植物を保護するパッチディフェンスという手法です。保護区域の植物は、シカが将来的に除去された後の生態系再生に役立ちます。京都府立大学森林計画学研究室を通じて寄付していただきます。（1セット約40万円。1口約5万円で計8口の寄附申し出が集まった時点で寄附することも可。）

### 3.3 KES エコロジカルネットワークの生物多様性保全活動への継続参加

<KES エコロジカルネットワークが推薦する生物多様性保全活動に参加する。>

KES エコロジカルネットワーク事務局に情報提供先（メールアドレスかFAX番号）をご登録いただき、随時ご案内する参加可能な行事の中から年3回以上参加する。

以上